

那覇市公報

第 1 5 7 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例(市民課)…………… 287
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例(消防本部・予防課)…………… 292
- 那覇市療育センター条例の一部を改正する条例(こどもみらい課)…………… 296
- 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
(子育て応援課)…………… 297
- 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
(税制課)…………… 301

◇規 則◇

- 外国人登録法の廃止等に伴う関係規則の整理に関する規則(市民課)…………… 305
- 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則(予防課)…………… 310
- 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
(子育て応援課)…………… 329
- 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正
する規則(税制課)…………… 333

◇訓 令◇

- 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
訓令の整理に関する訓令(市民課)…………… 335

◇ 告 示 ◇

- 平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
(ちゃーがんじゅう課)…………… 337

◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について(市民課)…………… 338
○随意契約の公表について(クリーン推進課)…………… 338

◇ 消防本部訓令 ◇

- 那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令…………… 339

◇ 教育委員会公告 ◇

- 指定管理者の指定申請について…………… 342

◇ 公平委員会規則 ◇

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 344

条 例

那覇市条例第26号

平成24年 7 月 2 日

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（那覇市下水道条例の一部改正）

第1条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定の申請及び添付書類） 第12条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。 (1) 〔略〕 (2) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書 (3)～(4) 〔略〕 2 〔略〕	（指定の申請及び添付書類） 第12条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 個人の場合は、住民票記載事項証明書 (3)～(4) 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

（那覇市印鑑条例の一部改正）

第2条 那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（登録資格） 第2条 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき外国人登録原票に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 〔略〕 （印鑑登録申請の確認） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、そのいずれかの文書によって印鑑登録申請者が自ら申請した場合の本人であ	（登録資格） 第2条 <u>印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者と</u>する。この場合において登録を受けることができる印鑑は、1人1個に限る。 2 〔略〕 （印鑑登録申請の確認） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕

ることの確認を行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>若しくは身分証明書であって市長が定めるもの又は外国人登録証明書</u>の提示があったとき。 (2) [略] <u>4 前項第2号の場合において、保証した者が外国人登録原票に登録されている者であるときは、その印鑑登録証明書を添付しなければならない。</u> (登録印鑑の制限) 第6条 市長は、印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を行わないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表していないもの (2)～(6) [略] (印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 氏名	(1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>又は身分証明書であって市長が定めるものの提示があったとき。</u> (2) [略] (登録印鑑の制限) 第6条 [略] (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2)～(6) [略] <u>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記、片仮名による表記の一部又はその一部を組み合わせたもの(以下これらを「片仮名表記等」という。)で表している印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> (印鑑登録原票) 第7条 [略] (1)～(3) [略] (4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、
---	---

(5)～(7) 〔略〕 2 〔略〕 (印鑑登録原票登録事項の修正) 第11条 〔略〕 2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>住民基本台帳法又は外国人登録法に基づく届け等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、印鑑登録原票の登録事項を職権で修正するものとする。</u> (印鑑登録の抹消) 第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>氏又は名を変更したため登録してある印鑑が第6条第1号に該当することになったとき。</u> (6) 〔略〕 2 市長は、前項第5号及び第6号の規定に基づき<u>印鑑の登録を抹消したときは、当該登録を抹消された者にその旨を通知するものとする。</u>	<u>氏名及び通称)</u> (5)～(7) 〔略〕 (8) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名による表記</u> 2 〔略〕 (印鑑登録原票登録事項の修正) 第11条 〔略〕 2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>法に基づく届け等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、印鑑登録原票の登録事項を職権で修正するものとする。</u> (印鑑登録の抹消) 第13条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>氏名、氏、名又は通称を変更したため登録してある印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。</u> (6) <u>外国人住民にあっては、次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記を変更したため、登録してある印鑑が片仮名表記等で表していないものとなったとき。</u> <u>イ 法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)</u> (7) 〔略〕 2 市長は、前項第5号、第6号ア及び第7号の規定により<u>印鑑の登録を抹消したときは、当該登録を抹消された者にその旨を通知するものとする。</u>
備考	

- 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例の一部改正）

第3条 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例（平成4年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（対象者） 第3条 この条例により医療費等の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障がい者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録され、<u>又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票に登録され、</u>現に居住している者。ただし、本市の区域外から、本市の区域内の国民健康保険法第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所、入居又は入院（以下「入所等」という。）した者は除くものとする。 （2）本市から、本市の区域外の住所地特例対象施設に入所等することにより、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録され、<u>又は外国人登録原票に登録された者</u> （3）2以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている者については、最初に入所等をした住所地特例対象施設に入所等する直前に本市の住民基本台帳に記録され、<u>又は外国人登録原票に登録されていた者</u> 2 〔略〕 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	（対象者） 第3条 〔略〕 （1）本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録され、現に居住している者。ただし、本市の区域外から、本市の区域内の国民健康保険法第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所、入居又は入院（以下「入所等」という。）した者は除くものとする。 （2）本市から、本市の区域外の住所地特例対象施設に入所等することにより、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録された者 （3）2以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている者については、最初に入所等をした住所地特例対象施設に入所等する直前に本市の住民基本台帳に記録されていた者 2 〔略〕

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
（那覇市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 市長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）の施行の日（改正法附則第1条第1号に定める日をいう。以下この項において同じ。）の前日において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行の日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行の日において、職権で、当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。
（那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日において第3条の規定による改正前の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例第3条第1項第3号の規定により現に医療費等の助成を受けることができる者については、第3条の規定による改正後の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

那覇市条例第27号

平成24年7月2日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(燃料電池発電設備) 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第58条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号 第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。 2～5 [略] (変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10) [略] 2～3 [略]	(燃料電池発電設備) 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第58条第7号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。 2～5 [略] (変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10) [略] 2～3 [略] (急速充電設備) 第11条の2 <u>急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力が20キロワットを超え50キロワット以下のものに限る。)をいう。以下同じ。)の構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u>

(1) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(2) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(3) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(4) 急速充電設備と電気自動車等の接続部が通電している場合には、当該接続部が外れないよう措置を講ずること。

(5) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に感知する構造とし、これらの異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(6) 電圧及び電流の異常を自動的に監視する構造とし、これらの異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(7) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(8) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(9) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(10) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速

(内燃機関を原動力とする発電設備) 第12条 [略] 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第18号の3、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。 (1)～(2) [略] 5 [略] (火を使用する設備等の設置の届出)	<u>充電設備を自動的に停止させること。</u> 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第1号、第2号、第3号の2、第5号及び第7号から第10号までの規定を準用する。 (内燃機関を原動力とする発電設備) 第12条 [略] 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第11条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第18号の3、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。 (1)～(2) [略] 5 [略] (火を使用する設備等の設置の届出)
---	---

第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防長又は消防署長に届け出なければならない。 (1)～(6) [略] (7)～(10) [略] (11) <u>燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)</u> (12)～(15) [略]	第58条 [略] (1)～(6) [略] (7) <u>燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)</u> (8)～(11) [略] (12) <u>急速充電設備</u> (13)～(16) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、第11条の2の規定は、適用しない。

那覇市条例第28号

平成24年7月2日

那覇市療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市療育センター条例の一部を改正する条例

那覇市療育センター条例(昭和57年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第7条 <u>第5条</u>の許可を受けた者は、第3条第2号に規定する事業を利用する場合は、市長に対し、その利用に係る使用料として<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス</u>に要した費用(同項の<u>特定費用</u>を除く。)を納付しなければならない。	(使用料) 第7条 <u>第5条第1項</u>の許可を受けた者は、第3条第2号に規定する事業を利用する場合は、市長に対し、その利用に係る使用料として<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定通所支援</u>に要した費用(同項の<u>通所特定費用</u>を除く。)を納付しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市療育センター条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

那覇市条例第29号

平成24年7月2日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例（平成7年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童（規則で定める児童に限る。）を養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者をいう。 (5)～(8) 〔略〕 (9) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 〔略〕 イ 〔略〕 （助成対象者） 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>母子家庭の母及びその児童</u> (2) <u>父子家庭の父及びその児童</u>	（用語の定義） 第2条 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童で規則で定めるものを養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者をいう。 (5)～(8) 〔略〕 (9) 〔略〕 ア 〔略〕 イ <u>指定訪問看護ステーション（健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。）</u> ウ 〔略〕 （助成対象者） 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の<u>いずれにも該当する者とする。</u> (1) <u>医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者</u> (2) <u>本市に住所を有する者（母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている</u>

(3) <u>養育者が養育する前条第4号に規定する児童</u> (4) <u>規則で定める養育者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としてしない。 (1)～(2) [略] (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の里親に委託されている者 (4)～(5) [略] (助成の制限) 第5条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、8月1日から翌年の7月31日までの間に行わない。 (1) 保護者の前年の所得(1月から6月までに申請する者については、前々年の所得をいう。以下同じ。)が規則で定める額以上であるとき。 (2) [略] 2～3 [略] (受給者証の有効期間) 第7条 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日<u>の属する月の翌月の初日</u>から、その後最初に到来する7月31	<u>児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当するもの。</u> <u>ア 母子家庭の母及びその児童</u> <u>イ 父子家庭の父及びその児童</u> <u>ウ 養育者が養育する前条第4号に規定する児童</u> <u>エ 規則で定める養育者</u> 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の<u>小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号の里親に委託されている者</u> (4)～(5) [略] (6) <u>前各号に掲げる者のほか、法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けることができる者</u> (助成の制限) 第5条 [略] (1) 保護者の前年の所得(1月から7月までに申請する者については、前々年の所得をいう。以下同じ。)が規則で定める額以上であるとき。 (2) [略] 2～3 [略] (受給者証の有効期間) 第7条 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日<u>(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出</u>
---	---

日までとする。	<u>した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日）から、その後最初に到来する7月31日までとする。</u>
2 受給資格を失った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生した日の <u>属する月の末日</u> までとする。	2 受給資格を失った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生した日の <u>前日（死亡した場合は、当該死亡した日）</u> までとする。
（届出の義務）	（届出の義務等）
第10条 〔略〕	第10条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
	3 <u>市長は、保護者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。</u>
	（受給資格の消滅）
	<u>第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は、消滅する。</u>
	<u>（1） 第3条第1項各号に該当しなくなったとき。</u>
	<u>（2） 保護者が前条第2項の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。</u>
<u>第11条～第14条</u> 〔略〕	<u>第12条～第15条</u> 〔略〕
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の規定は、平成24年8月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書の本市に住所を定めた日が平成24年7月18日から同月31日までの間にある者であって当該住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行ったものに係る受給者証の有効期間は、平成24年8月1日から平成25年7月31日までとする。

那覇市条例第30号

平成24年 7 月 2 日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>観光振興地域</u> 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「<u>沖振法</u>」という。)第6条第3項第1号の規定により定められた地域をいう。 (2) <u>情報通信産業振興地域</u> <u>沖振法第28条第3項第1号</u>の規定により定められた地域をいう。 (3) <u>産業高度化地域</u> <u>沖振法第35条第1項</u>の規定により指定された産業高度化地域をいう。 (4) <u>自由貿易地域那覇地区</u> <u>沖振法第41条第1項</u>の規定により指定された自由貿易地域をいう。 (5) [略] (<u>観光振興地域</u>における課税免除) 第3条 市長は、<u>観光振興地域</u>の区域内において、<u>沖振法第6条第7項</u>の規定による<u>観光振興計画の同意の日</u>(以下この条において「<u>同意日</u>」という。)から<u>平成24年3月31日</u>までの間に、<u>沖縄振興特別措置法第17条等</u>の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>観光振興地域対象施設</u>」という。)を新設し、又は増設した者について、当該<u>観光振興地域対象施設</u>である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(<u>同意日</u>以後において取得したもの	(用語の意義) 第2条 [略] (1) <u>観光地形成促進地域</u> 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「<u>沖振法</u>」という。)第6条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。 (2) <u>情報通信産業振興地域</u> <u>沖振法第28条第1項</u>の規定により指定された地域をいう。 (3) <u>産業高度化・事業革新促進地域</u> <u>沖振法第35条第2項第2号</u>の規定により定められた地域をいう。 (4) <u>国際物流拠点産業集積地域</u> <u>沖振法第42条第1項</u>の規定により指定された地域をいう。 (5) [略] (<u>観光地形成促進地域</u>における課税免除) 第3条 市長は、<u>観光地形成促進地域</u>の区域内において、<u>沖振法第6条第5項</u>の規定による<u>観光地形成促進計画の提出の日</u>(以下この条において「<u>提出日</u>」という。)から<u>平成29年3月31日</u>までの間に、<u>沖縄振興特別措置法第9条等</u>の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>対象施設</u>」という。)を新設し、又は増設した者について、当該<u>対象施設</u>である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(<u>提出日</u>以後において取得したものに限り、かつ、

に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第7項の規定による情報通信産業振興計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から平成24年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後において取得したもの)に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化地域の区域内において、産業高度化地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成24年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項

土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第1項の規定による情報通信産業振興地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成29年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したもの)に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31

の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備のうち沖振法第3条第9号に規定する製造業等の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)又は同条第10号に規定する産業高度化事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)又は当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(自由貿易地域那覇地区における課税免除)

第6条 市長は、自由貿易地域那覇地区内において、自由貿易地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成24年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取

日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域において、沖振法第42条第1項の規定による国際物流拠点産業集積地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成29年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価格の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当

得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。	該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成24年3月31日以前に、改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第35号

平成24年7月2日

外国人登録法の廃止等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

外国人登録法の廃止等に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] 3 市民課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)、 <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)</u> に関すること。 (2)～(22) [略]	(市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] 3 [略] (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)及び <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)</u> に関すること。 (2)～(22) [略] (23) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第2号に規定する外国人に係る住居地届出等に関すること。</u> (24) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)における特別永住者に関すること。</u>
4～5 [略]	4～5 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市印鑑条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請又は届出先) 第2条 条例の規定による申請又は届出は、本庁又は支所のいずれにおいても行うことができる。ただし、 <u>外国人登録原票に登録されている者</u> については、本庁で行わなければならない。	(申請又は届出先) 第2条 条例の規定による申請又は届出は、本庁又は支所のいずれにおいても行うことができる。ただし、 <u>外国人住民</u> については、本庁で行わなければならない。

(印鑑登録申請書の確認) 第4条 市長は、印鑑登録申請があったときは、当該申請書の記載事項を住民基本台帳又は外国人登録原票と照合するものとする。 (登録印鑑の制限) 第6条 条例第6条第6号の規定による登録できない印鑑は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) [略]	(印鑑登録申請書の確認) 第4条 市長は、印鑑登録申請があったときは、当該申請書の記載事項を住民基本台帳と照合するものとする。 (登録印鑑の制限) 第6条 条例第6条第1項第6号の規定による登録できない印鑑は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) [略]
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則(平成4年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(認定の申請) 第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める申請は、那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1) [略] (2) 世帯全員の住民票又は外国人登録済証明書 (3)～(4) [略] (助成の始期及び終期) 第5条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、助成開始の事由が次の各号のいずれかに該当するとき(事由発生の日から14日を経過して交付申請書が提出されたときを除く。)は、それぞれ当該各号に定める日を開始日とする。 (1) [略] (2) 本市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する転入をしたとき、	(認定の申請) 第2条 [略] (1) [略] (2) 世帯全員の住民票 (3)～(4) [略] (助成の始期及び終期) 第5条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 本市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する転入をしたとき。

又は本市を外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する居住地としたとき。当該転入をし、又は居住地とした日 (3) [略]	当該転入をした日 (3) [略]
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部改正)	

第4条 那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則(平成8年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

[改正前 別記]

第1号様式

(表)

印 鑑 登 録 に 関 す る 申 請 書 等

[略]

2 本人確認に関する事項

確 認 事 項		番 号 等	発 行 日	発 行 者
☐ 運 転 免 許 証				公安委員会
☐ パスポート				
☐ 身 分 証 明 書				
☐ 外国人登録証				
☐ 回答書	[略]			
[略]				

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第1号様式

(表)

印 鑑 登 録 に 関 す る 申 請 書 等

[略]

2 本人確認に関する事項

確 認 事 項	番 号 等	発 行 日	発 行 者
☐ 運転免許証			公安委員会
☐ パスポート			
☐ 身分証明書			
☐ 回答書	[略]		
[略]			

(裏)

[略]

(那覇市営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居の申込み及び決定) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 次条第2項第2号に規定する第2次抽選により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 入居しようとする者全員の住民票の写し(外国人にあっては、 <u>外国人登録済証明書</u>) (2)～(5) [略] 5 [略]	(入居の申込み及び決定) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1) 入居しようとする者全員の住民票の写し (2)～(5) [略] 5 [略]
備考 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)

第6条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		

市民課	[略]	
	外国人登録事務員	[略]
	[略]	
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
市民課	[略]	
	外国人住民事務員	[略]
	[略]	
[略]		

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第3条の規定による改正後の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則第5条第2項第2号の規定にかかわらず、この規則の施行の日に本市に居住している者のうち、市長が特に必要と認めるものについては、住民票の備考欄に記載された日を同号に規定する当該転入をした日とみなすことができる。

那覇市規則第36号

平成24年7月2日

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(標識及び表示板等) 第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第1項第3号、第23条第2項、第3項及び第4項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第51条第4号に規定する標識、表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。 2 [略] (火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。 (1) 条例第58条第1号から第9号までに掲げる設備 <u>炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届書</u>(第3号様式) (2) 条例第58条第10号から第13号までに掲げる設備 <u>変電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書</u>(第4号様式) (3) 条例第58条第14号に掲げる設備 <u>ネオン管灯設備設置届出書</u>(第5号様式) (4) 条例第58条第15号に掲げる設備 <u>水素ガスを充てんする気球の設置届出書</u>(第6号様式)	(標識及び表示板等) 第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、<u>第11条の2第2項</u>、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第1項第3号、第23条第2項、第3項及び第4項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第51条第4号に規定する標識、表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。 2 [略] (火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 [略] (1) 条例第58条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備 <u>炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書</u>(第3号様式) (2) 条例第58条第7号及び第11号から第14号までに掲げる設備 <u>燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書</u>(第4号様式) (3) 条例第58条第15号に掲げる設備 <u>ネオン管灯設備設置届出書</u>(第5号様式) (4) 条例第58条第16号に掲げる設備 <u>水素ガスを充てんする気球の設置届出書</u>(第6号様式)

2 〔略〕 （基準の特例適用申請） 第9条の2 条例第34条の3に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、<u>少量危険物、指定可燃物特例適用申請書</u>（第13号様式の3）により申請を行わなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 （1）<u>貯蔵し、又は取り扱う場所の配置図及び付近見取り図</u> （2）～（3） 〔略〕 3 第1項の申請は、<u>条例第62条に規定する届出の前に行わなければならない。</u> （申請書及び届出書） 第10条 第2条の2及び第9条の2の規定による申請書並びに第3条から第9条までの規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。 2 消防長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理し、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書にあつては承認印（第14号様式）を、届出書にあつては<u>届出済印</u>（第14号様式の2）を押して申請者又は届出者に交付するものとする。	2 〔略〕 （基準の特例適用申請） 第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、<u>火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書</u>（第13号様式の3）により申請を行わなければならない。 2 〔略〕 （1）<u>基準の特例の適用を受けようとする場所の配置図及び付近見取り図</u> （2）～（3） 〔略〕 3 第1項の申請は、次の各号のいずれかに該当した場合で、次条第2項の消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに行うものとする。 （1）<u>消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を求めた場合</u> （2）<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の確認を求めた場合</u> （3）<u>条例第58条及び第62条に規定する届出をした場合</u> （申請書及び届出書） 第10条 第2条の2及び前条の規定による申請書並びに第3条から第9条までの規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。 2 消防長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書にあつては承認印（第14号様式）を、届出書にあつては<u>確認済印</u>（第14号様式の2）を押して申請者又は届出者に交付するものとする。
--	---

[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第1号様式の2 別記]	[第1号様式の2 別記]
[第1号様式の4 別記]	[第1号様式の4 別記]
[第1号様式の5 別記]	[第1号様式の5 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第11号様式の2 別記]	[第11号様式の2 別記]
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]
[第12号様式の2 別記]	[第12号様式の2 別記]
[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]
[第13号様式の2 別記]	[第13号様式の2 別記]
[第13号様式の3 別記]	[第13号様式の3 別記]
[第14号様式の2 別記]	[第14号様式の2 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

根拠条文		規制事項	寸法		色	
			巾	長さ	地	文字
第8条の3第1項及び第3項 第11条第1項第5号及び第3項 第12条第2項及び第3項 第13条第2項及び第4項	／燃料電池発電設備／変電設備／発電設備／蓄電池設備／}である旨の標識	[略]				
[略]						

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

根拠条文		規制事項	寸法		色	
			巾	長さ	地	文字
第8条の3第1項及び第3項 第11条第1項第5号及び第3項 第11条の2第2項 第12条第2項及び第3項 第13条第2項及び第4項	／燃料電池発電設備／変電設備／ <u>急速充電設備</u> ／発電設備／蓄電池設備／}である旨の標識	[略]				
[略]						

[改正前 別記]

第1号様式(第2条の2関係)

禁 止 行 為 の 解 除 承 認 申 請 書

[略]	氏 名	印
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条の2関係)

禁 止 行 為 の 解 除 承 認 申 請 書

[略]	氏 名	印
[略]		
備考 [略]		

[改正前 別記]

第1号様式の2(第3条関係)

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

[略]	氏名	印
	電話：	
防火対象物の所在地	[略]	
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

第1号様式の2(第3条関係)

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

[略]	氏名	印
	電話：	
<u>下記のとおり消防訓練を実施したいので、那覇市火災予防条例第55条(第2項・第3項)の規定に基づき届け出ます。</u>		
防火対象物の所在地	[略]	
[略]		

備考 [略]

[改正前 別記]

第1号様式の4(第3条の2関係)

防火教育担当者選任(解任)届出書

[略]		氏 名	印
担当営業所	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正後 別記]

第1号様式の4(第3条の2関係)

防火教育担当者選任(解任)届出書

[略]		氏 名	印
<u>下記のとおり防火教育担当者を選任(解任)したので、那覇市火災予防条例第56条第3項の規定に基づき届け出ます。</u>			
担当営業所	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正前 別記]

第1号様式の5(第3条の2関係)

防災教育担当者選任(解任)届出書

[略]		氏 名	印
担当営業所	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正後 別記]

第1号様式の5(第3条の2関係)

防災教育担当者選任(解任)届出書

[略]		氏 名	印
<u>下記のとおり防災教育担当者を選任(解任)したので、那覇市火災予防条例第56条第3項の規定に基づき届け出ます。</u>			
担当営業所	[略]		
[略]			
備考 [略]			

〔改正前 別記〕

第2号様式(第4条関係)

防火対象物使用開始(変更)届出書

〔略〕		氏 名	印
所 在 地	〔略〕		
〔略〕			
備考 〔略〕			

〔改正後 別記〕

第2号様式(第4条関係)

防火対象物使用開始(変更)届出書

〔略〕		氏 名	印
<u>下記のとおり防火対象物の使用を開始(変更)したいので、那覇市火災予防条例第57条の規定に基づき届け出ます。</u>			
所 在 地	〔略〕		
〔略〕			
備考 〔略〕			

〔改正前 別記〕

第3号様式(第5条関係)

炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、
給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、
ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設
備、放電加工機 設置届出書

〔略〕		氏 名	印
防火対象物	〔略〕		
〔略〕			
備考 〔略〕			

〔改正後 別記〕

第3号様式(第5条関係)

炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、
給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、設置届出書
ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、
放電加工機

〔略〕		氏 名	印
<u>下記のとおり火を使用する設備等を設置するので、那覇市火災予防条例第58条の規定に基づき届け出ます。</u>			
防火対象物	〔略〕		
〔略〕			
備考 〔略〕			

〔改正前 別記〕

第4号様式(第5条関係)

変 電 設 備
燃料電池発電設備
発 電 設 備
蓄 電 池 設 備

設置届出書

〔略〕		氏 名	印
防火対象物	〔略〕		
〔略〕			

備考

1～4 〔略〕

5 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては、定格容量を記入すること。

6～8 〔略〕

〔改正後 別記〕

第4号様式(第5条関係)

燃料電池発電設備
変 電 設 備
急速充電設備
発 電 設 備
蓄 電 池 設 備

設置届出書

〔略〕		氏 名	印
<u>下記のとおり火災の発生のおそれのある設備を設置するので、那覇市火災予防条例第58条の規定に基づき届け出ます。</u>			

防火対象物	[略]
[略]	

備考

1～4 [略]

5 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。

6～8 [略]

[改正前 別記]

第5号様式(第5条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

[略]	
氏 名 ㊟	
防火対象物	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

第5号様式(第5条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

[略]	
氏 名 ㊟	
<u>下記のとおり火災の発生のおそれのある設備を設置するので、那覇市火災予防条例第58条の規定に基づき届け出ます。</u>	
防火対象物	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

第6号様式(第5条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

[略]	
氏 名 ㊟	
設置請負者	[略]
[略]	

備考 [略]

〔改正後 別記〕

第6号様式(第5条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

〔略〕	
氏 名 	
<u>下記のとおり水素ガスを充てんする気球を設置するので、那覇市火災予防条例第58条の規定に基づき届け出ます。</u>	
設置請負者	〔略〕
〔略〕	

備考 〔略〕

〔改正前 別記〕

第7号様式(第6条関係)

火災と紛らわしい煙又は
火炎を発するおそれのある行為の 届出書

〔略〕	
氏 名 	
発生予定日時	〔略〕
〔略〕	

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

第7号様式(第6条関係)

火災と紛らわしい煙又は 届出書
火炎を発するおそれのある行為の

〔略〕	
氏 名 	
<u>下記のとおり火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為を行うので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。</u>	
発生予定日時	〔略〕
〔略〕	

備考 〔略〕

[改正前 別記]

第8号様式(第6条関係)

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

[略]		氏 名	印
打上げ 仕掛け	予定日時	[略]	
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

第8号様式(第6条関係)

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

[略]		氏 名	印
<u>下記のとおり煙火の(打上げ・仕掛け)を行うので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。</u>			
打上げ 仕掛け	予定日時	[略]	
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

第9号様式(第6条関係)

催 物 開 催 届 出 書

[略]		氏 名	印
防火対象物	[略]		
[略]			

備考 [略]

〔改正後 別記〕

第9号様式(第6条関係)

催 物 開 催 届 出 書

〔略〕		氏 名	㊟
<u>下記のとおり劇場等以外の建築物その他工作物において演劇、映画その他の催物を開催するので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。</u>			
防火対象物	〔略〕		
〔略〕			

備考 〔略〕

〔改正前 別記〕

第10号様式(第6条関係)

水 道 断 減 水 届 出 書

〔略〕		氏 名	㊟
断 減 水 予定日時	〔略〕		
〔略〕			

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

第10号様式(第6条関係)

水 道 断 減 水 届 出 書

〔略〕		氏 名	㊟
<u>下記のとおり水道の(断・減)水を行うので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。</u>			
断 減 水 予定日時	〔略〕		
〔略〕			

備考 〔略〕

〔改正前 別記〕

第11号様式(第6条関係)

道 路 工 事 届 出 書

[略]		氏 名	㊟
工事予定日時	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正後 別記]

第11号様式(第6条関係)

道 路 工 事 届 出 書

[略]		氏 名	㊟
<u>下記のとおり消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事を行うので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。</u>			
工事予定日時	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正前 別記]

第11号様式の2(第6条関係)

道 路 使 用 届 出 書

[略]		氏 名	㊟
使用予定日時	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正後 別記]

第11号様式の2(第6条関係)

道 路 使 用 届 出 書

[略]		氏 名	㊟
<u>下記のとおり消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路の使用をするので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。</u>			
使用予定日時	[略]		
[略]			
備考 [略]			

[改正前 別記]

第12号様式(第7条関係)

指定^{とう}洞道等届出書(新規・変更)

[略]		代表者氏名	㊞
設置者	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

第12号様式(第7条関係)

指定^{とう}洞道等届出書(新規・変更)

[略]		代表者氏名	㊞
<u>下記のとおり指定洞道等に通信ケーブル等を敷設するので、那覇市火災予防条例第60条の規定に基づき届け出ます。</u>			
設置者	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

第12号様式の2(第8条関係)

核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書

[略]		氏 名	㊞
貯蔵又は取扱い の場所	[略]		
[略]			

備考 [略]

〔改正後 別記〕

第12号様式の2(第8条関係)

核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書

〔略〕	
氏 名 ㊞	
<u>下記のとおり核燃料物質等の(貯蔵・取扱い)を(開始・変更・廃止)するので、那覇市火災予防条例第61条に基づき届け出ます。</u>	
貯蔵又は取扱い の場所	〔略〕
〔略〕	

備考 〔略〕

〔改正前 別記〕

第13号様式(第9条関係)

少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書

〔略〕	
氏 名 ㊞	
貯蔵又は取扱い の場所	〔略〕
〔略〕	

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

第13号様式(第9条関係)

少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書

〔略〕	
氏 名 ㊞	
<u>下記のとおり指定数量未満の危険物及び指可燃物の(貯蔵・取扱い)を(開始・変更)するので、那覇市火災予防条例第62条第1項に基づき届け出ます。</u>	
貯蔵又は取扱い の場所	〔略〕
〔略〕	

備考 〔略〕

[改正前 別記]

第13号様式の2(第9条関係)

少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書

[略]		氏 名	㊞
貯蔵又は取扱い の場所	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

第13号様式の2(第9条関係)

少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書

[略]		氏 名	㊞
<u>下記のとおり指定数量未満の危険物及び指定可燃物(貯蔵・取扱い)を廃止するので、那覇市火災予防条例第62条第2項に基づき届け出ます。</u>			
貯蔵又は取扱いの場所	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

第13号様式の3(第9条の2関係)

少量危険物

特例適用申請書

指定可燃物

年 月 日			
那覇市消防長 様			
申請者			
住 所			
(電話)			
氏 名 印			
那覇市火災予防条例第34条の3の規定による少量危険物等基準の特例の適用を承認し てくださるよう申請いたします。			
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所 在 地	那覇市	
	名 称		
類 ・ 品 名 (指 定 数 量)及 び 最 大 数 量	類	品名(指定数量)	最 大 数 量
申 請 事 項			
申 請 の 理 由 (特例適用を受ける ための措置又は基 準と同等以上の効 力を有すると認め ら れ る 設 備)			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 当該特例に係る少量危険物等の設置場所及び消防用設備等の詳細図、平面図等を添付すること。

[改正後 別記]

第13号様式の3(第9条の2関係)

火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、
 少量危険物、指定可燃物、消防用設備等

特例適用申請書

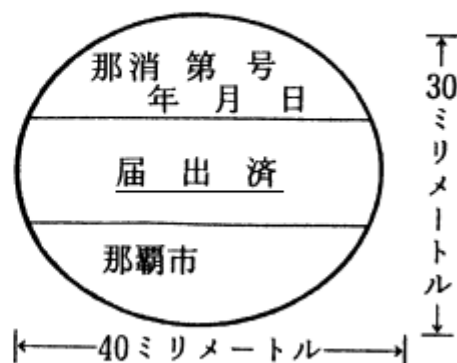
年 月 日			
那覇市 様 申請者 住 所 (電話) 氏 名 ㊟			
那覇市火災予防条例(第17条の3・第22条の2・第29条の6・第34条の3・第43条)の規定 による基準の特例の適用を承認して下さるよう申請いたします。			
基準の特例の適用を 受けようとする 防 火 対 象 物 等	所 在 地	那覇市	
	名 称		
防火対象物の概要	用 途	構 造 ・ 階 数	延 べ 面 積
			㎡
申 請 の 理 由			
※ 審 査 結 果			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 当該特例に係る火気設備等、少量危険物等の設置場所及び消防用設備等の詳細図、平面図等を添付すること。

[改正前 別記]

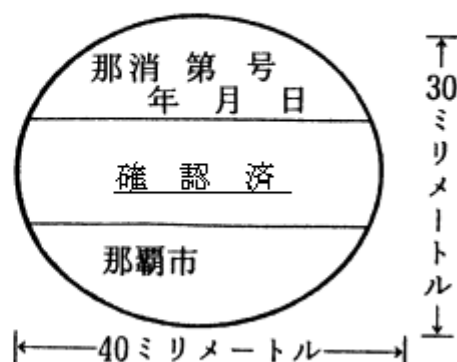
第14号様式の2(第10条関係)



[略]

[改正後 別記]

第14号様式の2(第10条関係)



[略]

那覇市規則第37号

平成24年7月2日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則（平成7年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（養育者家庭の児童） 第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める<u>児童</u>は、前2条に該当する児童又は第2条第7号に該当するかどうか明らかでない児童とする。 （助成対象者である養育者） 第6条 条例第3条第1項第4号に規定する規則で定める養育者は、養育者のうち、養育者自身が第2条又は第3条の<u>規定に該当する児童</u>とする。 （規則で定める施設） 第7条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。 （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条に規定する児童福祉施設（母子寮を除く。）</u> （2） <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設</u> （3） <u>前2号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する助成対象者又は助成対象者に係る医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設</u> <u>（診療報酬明細書等）</u> 第8条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定	（養育者家庭の児童） 第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める<u>もの</u>は、前2条に該当する児童又は第2条第7号に該当するかどうか明らかでない児童とする。 （助成対象者である養育者） 第6条 条例第3条第1項第2号<u>エ</u>に規定する規則で定める養育者は、養育者のうち、養育者自身が第2条又は第3条に<u>規定する児童に該当するもの</u>とする。 （規則で定める施設） 第7条 [略] （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）</u> （2） <u>前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する助成対象者又は助成対象者に係る医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設</u>

めるところによる。

(1) 診療報酬明細書 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号。以下「省令」という。)で定める診療報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法その他医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。

(2) 調剤報酬明細書 省令で定める調剤報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法その他医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。

(控除額)

第9条 条例第4条に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき各保険医療機関等の作成する当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書(当該外来受診に係る調剤報酬明細書が作成されている場合は、その調剤報酬明細書に係る領収書と当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書とを合算するものとする。)ごとに、1,000円とする。

(所得の限度額)

第10条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第3項に規定する額とする。

(1)～(5) [略]

3 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第4項に規定する額とする。

第11条～第13条 [略]

(受給者証の交付申請)

第14条 条例第6条第1項の規定による申請は、那覇市母子及び父子家庭等医療費受

(控除額)

第8条 条例第4条に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等(医科又は歯科(総合病院にあつては、診療科)別とし、それぞれ薬局(調剤)に係る医療費を含む。)ごとに、1,000円とする。

(所得の限度額)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第4項に規定する額とする。

(1)～(5) [略]

3 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第5項に規定する額とする。

第10条～第12条 [略]

(受給者証の交付申請)

第13条 [略]

給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(以下「交付申請書兼受給者台帳」という。)に次に掲げる書類を添え、これを提出して行わなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 2～3 〔略〕 4 前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては、<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給証</u>を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書により通知する。 <u>第15条～第18条</u> 〔略〕 (届出事項) <u>第19条</u> 〔略〕 2 条例第10条第2項に規定する届出は、交付申請書兼受給者台帳に、<u>住民票及び保護者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類</u>を添え、7月1日から同月末日までに、これを提出して行わなければならない。 3 〔略〕 (受給資格消滅の通知) <u>第20条</u> 市長は、受給資格者が条例第3条第1項の要件に該当しなくなつたと認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。 <u>第21条～第22条</u> 〔略〕	(1)～(5) 〔略〕 <u>(6) その他市長が必要と認める書類</u> 2～3 〔略〕 4 前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては、<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証</u>を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書により通知する。 <u>第14条～第17条</u> 〔略〕 (届出事項) <u>第18条</u> 〔略〕 2 条例第10条第2項に規定する届出は、交付申請書兼受給者台帳に、<u>次に掲げる書類</u>を添え、7月1日から同月末日までに、これを提出して行わなければならない。 (1) <u>世帯全員の住民票の写し</u> (2) <u>保護者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類</u> (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 3 〔略〕 (受給資格消滅の通知) <u>第19条</u> 市長は、受給資格者が条例第11条の規定に該当すると認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。 <u>第20条～第21条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

那覇市規則第38号

平成24年 7 月 2 日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税免除又は不均一課税の申請) 第2条 条例第9条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書を課税免除又は不均一課税を受けようとする年度の初日の属する年の3月31日までに市長に提出しなければならない。 (1) 条例第3条に基づく課税免除 <u>観光振興地域</u>における固定資産税の課税免除申請書 (2) [略] (3) 条例第5条に基づく課税免除 <u>産業高度化地域</u>における固定資産税の課税免除申請書 (4) 条例第6条に基づく課税免除 <u>自由貿易地域那覇地区</u>における固定資産税の課税免除申請書 (5)～(6) [略]	(課税免除又は不均一課税の申請) 第2条 [略] (1) 条例第3条に基づく課税免除 <u>観光地形成促進地域</u>における固定資産税の課税免除申請書 (2) [略] (3) 条例第5条に基づく課税免除 <u>産業高度化・事業革新促進地域</u>における固定資産税の課税免除申請書 (4) 条例第6条に基づく課税免除 <u>国際物流拠点産業集積地域</u>における固定資産税の課税免除申請書 (5)～(6) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- この規則の施行の日前に改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりしたものみなす。

訓 令

那覇市訓令第 8 号

平成24年 7 月 2 日

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（那覇市事務決裁規程の一部改正）

第1条 那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第3（第5条関係）

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
市民課	[略]	
	外国人登録に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3（第5条関係）

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
市民課	[略]	
	外国人住民に係る在留カード、特別永住者証明書等に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		

（那覇市住民基本台帳事務取扱規程の一部改正）

第2条 那覇市住民基本台帳事務取扱規程（平成9年那覇市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（調査の方法） 第13条 法第34条の規定に基づき、法第7条に規定する事項についてする調査は、随時、返戻された本市の通知等の名あて人（<u>外国人を除く。</u>）を対象として、実地の<u>聞き取り</u>により行うものとする。	（調査の方法） 第13条 法第34条の規定に基づき、法第7条及び法第30条の45に規定する事項についてする調査は、随時、返戻された本市の通知等の名あて人を対象として、実地の<u>聞き取り</u>により行うものとする。
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 5 2 号

平成 2 4 年 7 月 2 日

平成24年(2012年)5月那覇市議会臨時会で議決された平成24年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
那覇市地域包括支援センター業務委託包括支援事業	平成24年度から平成29年度まで	840,000
那覇市地域包括支援センター業務委託介護予防事業	平成24年度から平成29年度まで	420,000

公 告

那覇市公告第 50 号

平成 24 年 6 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 64 号

平成 24 年 7 月 2 日

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託

契約締結日	平成 24 年 6 月 1 日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市首里末吉町 1 丁目 6 番地の 6 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝
契約金額	1, 9 2 1, 9 2 0 円（税込）
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第4号

平成24年6月7日

施行 行 済

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令

那覇市消防水利規程（平成23年那覇市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第10号様式（第8条関係） 別記]	[第10号様式（第8条関係） 別記]
備考 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、平成24年6月7日から施行する。

[改正前 別記]

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

(平成 年 月 日)

署所名		調査員名	
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / φ 状況：
標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：	標 識	有（車道・歩道・電柱・その他）・無 状況：

〔改正後 別記〕

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

調査年月日 平成 年 月 日

署所名			調査員名		
番 号			番 号		
住 所			住 所		
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)		道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	
設置状況	車道・歩道 / 単・双 口径 ϕ		設置状況	車道・歩道 / 単・双 口径 ϕ	
標 識	有（車道・歩道・その他）無		標 識	有（車道・歩道・その他）無	
蓋の状態	ガタツキ（有・無） 硬直（有・無）		蓋の状態	ガタツキ（有・無） 硬直（有・無）	
取手の状態	良 ()		取手の状態	良 ()	
内部状況	漏水	無・有 ()	内部状況	漏水	無・有 ()
	水没	無・有 ()		水没	無・有 ()
	腐食	無・有 ()		腐食	無・有 ()
備 考			備 考		
番 号			番 号		
住 所			住 所		
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)		道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	
設置状況	車道・歩道 / 単・双 口径 ϕ		設置状況	車道・歩道 / 単・双 口径 ϕ	
標 識	有（車道・歩道・その他）無		標 識	有（車道・歩道・その他）無	
蓋の状態	ガタツキ（有・無） 硬直（有・無）		蓋の状態	ガタツキ（有・無） 硬直（有・無）	
取手の状態	良 ()		取手の状態	良 ()	
内部状況	漏水	無・有 ()	内部状況	漏水	無・有 ()
	水没	無・有 ()		水没	無・有 ()
	腐食	無・有 ()		腐食	無・有 ()
備 考			備 考		

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第7号

平成 24 年 6 月 29 日

掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成25年4月から指定管理者制度により那覇市営奥武山体育施設の管理を行う団体を、次のとおり募集します。

那覇市教育委員会
教育長 城間 幹子

1 名称及び位置

名称	位置
①那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町42番地1
②那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町50番地の1地先

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市営奥武山体育施設条例に定めるもののほか、詳細については別に定める募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

4 応募資格

次に掲げる要件のほか募集要項の応募資格を満たす法人及びその他の団体

(1) 団体が単独で応募する場合

本市内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する団体であること。

(2) 共同企業体での応募の場合

① 代表者：本市内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する団体であること。

② 構成員：県内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する団体であること。

5 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

那覇市教育委員会 市民スポーツ課

(2) 提出書類

- | | | |
|------------------------|----------|--------|
| ①那覇市営奥武山体育施設指定管理者指定申請書 | | |
| ②宣誓書 | ③団体の概要 | ④収支計画書 |
| ⑤那覇市営奥武山体育施設指定管理者事業計画書 | | |
| ⑥貸借対照表等 | ⑦登記事項証明書 | ⑧納税証明書 |

⑨定款・規約等 ⑩役員の氏名、住所及び履歴を記した書類

⑪共同企業体を結成する場合、共同企業体協定書兼委任状

⑫CD-ROM（上記①～⑪をPDF化し、CD-ROMへ書き込む）

（3）指定申請書及び募集要項等の配布期間

平成24年7月2日（月）～平成24年9月3日（月）

※ 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（4）申請書類の受付期間

平成24年7月2日（月）～平成24年9月3日（月）午後5時

※ 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（5）提出方法

那覇市営奥武山体育施設指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて持参してください。（郵送、FAXによる提出はできません。）

6 説明会及び施設見学会の開催

（1）日時 平成24年7月19日（木）午後1時30分から

（2）場所 沖縄セルラースタジアム那覇第1会議室

那覇市奥武山町42番地1

（3）事前申込要（1団体2人までとする）

7 選定の要件

選定に当たっては、次の観点から総合的に評価します。

（1）市民の平等な利用が確保できること。

（2）事業計画書等の内容が施設の効用を最大限に発揮すること。（イベント活用等含む）

（3）管理経費の縮減が図られるものであること。

（4）事業計画書の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。

（5）地域づくりへの貢献。

8 お問い合わせ先

那覇市教育委員会 市民スポーツ課

〒900-8553 那覇市前島3丁目25番1号 とまりん3階

電話：891-3504 FAX：891-3523

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

平成24年6月21日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th><th style="text-align: center;">職</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>市長部局</td><td>(1)～(2) [略] (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 担当副参事 副参事 (4)～(5) [略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	機関	職	[略]		市長部局	(1)～(2) [略] (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 担当副参事 副参事 (4)～(5) [略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th><th style="text-align: center;">職</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>市長部局</td><td>(1)～(2) [略] (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 <u>施設長</u> 担 当副参事 副参事 (4)～(5) [略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	機関	職	[略]		市長部局	(1)～(2) [略] (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 <u>施設長</u> 担 当副参事 副参事 (4)～(5) [略]	[略]	
機関	職																
[略]																	
市長部局	(1)～(2) [略] (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 担当副参事 副参事 (4)～(5) [略]																
[略]																	
機関	職																
[略]																	
市長部局	(1)～(2) [略] (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 <u>施設長</u> 担 当副参事 副参事 (4)～(5) [略]																
[略]																	
備考 [略]	備考 [略]																
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。																	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。